○農林水産省告示第四百九十四号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十九年二月九日　第二十三号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ナッサ　サーティファイド　オーガニック　ピーティーワイ　リミテッド　オーストラリア　南オーストラリア州　スターリング　マウントバーカーロード3　ユニット7

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

オーストラリア　南オーストラリア州　スターリング　マウントバーカーロード3　ユニット7

○農林水産省告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字梓字山神六四八の三四、六四八の一五一から六四八の一五三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字佐貫字座石二三の一、二四、二六、二八、二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字座石二三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市宮山田町字ヤツカブ二一七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百五十一号

高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第二項第二号の規定に基づき、首都高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

首都高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示

首都高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百八十四号）の一部を次のように改正する。

本文中「及び横浜市道高速横浜環状北西線」を「、横浜市道高速横浜環状北西線及び次の表の上欄に掲げる路線名の高速道路の同表の下欄に掲げる区間」に改め、本文に次の表を加える。

一般国道十七号	さいたま市中央区円阿弥から上尾市大字堤崎までの区間

備考　この表に掲げる区間は、平成二十九年三月一日における行政区画その他のものによって表示されたものとする。

○国土交通省告示第二百五十二号

高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第二項第五号の規定に基づき、阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

○農林水産省告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市横枕字寺ノ前一二七、一二九、一三六の三、字加波沢二二八の一、二三〇の一、二三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺ノ前一二七・一三六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）